

**独立行政法人農畜産業振興機構の  
平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果**

農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会



## 業務実績の総合評価

総合評価：A

### 1. 評価に至った理由

法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、小項目では1項目がb評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれもA評価となった。

また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）及び「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成25年1月21日政策評価・独立行政法人評価委員会）（以下「二次評価意見」という。）等を踏まえ、総合的に勘案した結果、平成24年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断し、総合評価はAとした。

なお、本年度においてS評価、D評価とする項目はなかった。

（参考）

小項目では、156項目中139項目がa評価、1項目がb評価、評価対象外が16項目  
中項目では、24項目中17項目がA評価、評価対象外が7項目  
大項目では、8項目中6項目がA評価、評価対象外が2項目

### 2. 業務運営に対する主な意見等

「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」について

① 事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。

② 一般管理費については、引き続き随意契約の見直し等に積極的に取り組んだことから、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。

③ 人件費については、給与水準及び管理職手当の引下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制等の取り組みにより、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。この結果、職員の給与水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成18年度の114.1から12.8ポイント改善され101.3と国家公務員とほぼ同等程度となっている。また、給与水準の公表において、国に比べ給与水準が高くなっている定量的な理由、給与水準の適切性の検証等についての確に説明している。法人は、見直しの基本方針等を踏まえ、国家公務員と同程度となった地域・学歴を勘案した対国家公務員指数の水準を維持するため、必要な範囲内で引き続き、これまでの取組を継続されたい。

#### ④ 契約について

ア 総合評価落札方式や複数年度契約など契約事務細則で明確に定めており、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）での要請事項が的確に措置されている。

イ 契約事務手続に係る審査体制については、随意契約等審査委員会及び法人外部の有識者等からなる契約監視委員会並びに監事を含む監査部門において、入札・契約に関するチェックが定期的に行われている。また、審査結果及び監査結果は理事長に報告されるとともに、法人のホームページで公表するなど、これらの審査体制が有効に機能するための措置が講じられている。

ウ 随意契約の適正化に向けた取組については、引き続き「随意契約見直し計画」に基づき、参加資格要件の緩和、総合評価方式の導入などの取組に加え、随意契約等審査委員会による審査により、真にやむを得ない契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実な実施が図られている。また、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるなど、随意契約等における契約手続きの一層の厳格化に努めている。なお、平成24年度の随意契約18件については、事務室の賃貸借契約、官報公告などであり、競争性のある契約とするのは困難であることから、随意契約見直し計画の達成に向けた取組が着実に実行されていると判断する。

エ 一者応札の解消に向けた取組については、平成20年9月に策定した「一者応札解消に向けた取組計画」に基づき公告期間の延長、システム仕様書等の開示などに努め、また、一者応札となった契約については、入札辞退者等に対するアンケートにより不参加理由の分析・検証を行うとともに、契約の履行期間の十分な確保などの改善を行っているが、今後とも一者応札の改善に向けた取組を期待する。

⑤ 業務執行の改善については、理事長は法人に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するため、理事長をトップとする幹部会を定期的開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、課題の把握・対応等を協議し、その内容については、法人のネットワークシステム等を通じて職員に広く周知されている。

また、理事長自らが行う四半期ごとのヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、法人のミッションの達成状況、阻害要因など、内部統制の現状を適切に把握するとともに、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、法人の業務運営の基本である年度計画の確実な達成に努めている。また、法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から横断的な内部監査を実施しており、理事長によるトップマネジメントの下、必要に応じて速やかな改善等を図るなど、役職員が一丸となって業務執行の改善、効率性の向上等に努めている。

コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況については、監事監査において特に留意した監査が行われ、その結果について理事長は、必要に応じて自らが行う四半期ごとのヒアリングの課題として対応の指示、確認を行うとともに、幹部会及び法人のネットワークシステム等を通じて広く職員に周知するなど、監事を含め、組織全体で内部統制の充実・強化に努めていると評価する。

情報開示の状況については、法令等により公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等について、法人のホームページで確認したところ全て適正に公開されている。

- ⑥ 機能的で効率的な組織体制の整備については、地方事務所の地方農業者等への利便性等について検証し、その必要性を確認するなど適切な取組が実施されている。引き続き事務所の経費縮減の観点から、賃借料等について様々な角度からの検証に努められたい。
- ⑦ 補助事業の効率化等
- ア 補助事業の効率化等については、事業実施主体の公募において競争性を高める観点からホームページによる周知のほか、一者応募の解消に向けた公募期間の確保、公募要件の緩和等を実施し、着実な成果を挙げている。
- また、事業の採択に当たり費用対効果分析等の評価手法を用いるなど、効率的かつ透明性の高い補助事業の実施が図られている。平成24年度補正予算及び平成25年度の畜産業振興事業についても、公募の推進に努めた結果、平成24年度中に事業実施主体を決定し、早期実施が図られたと評価する。今後も引き続き、公募の推進を期待する。
- なお、施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施のうち、費用対効果分析を実施している事業で設置した施設について、全件数に占める投資効率が1を超えた割合が68%にとどまり、達成度合いが76%となったことから「b」評価とした。畜産を取り巻く情勢は厳しい状況にあるが、引き続き、事業実施主体と連携した投資効率の改善に取り組まれたい。
- イ 事業説明会、巡回指導等の補助事業に関する業務については、畜産業振興事業における緊急対策を含む新規事業等について全国説明会等を適切に実施したことで、全ての新規事業が定められた期日までに着手できるなど、一定の成果を得ている。また、全国説明会でのアンケート結果等を踏まえ、補助事業の適正、効率的な実施にも努めている。
- ⑧ 畜産関係業務については、見直しの基本方針での指摘を踏まえ事業の見直し等が行われている。また、平成24年度は、法人が定める管理基準に基づき、畜産業振興事業により造成した基金の見直しを行い、基金規模の適正化が図られた。
- 基金の保有割合については、一定のルールに従い合理的に算出されたところであるが、見直しの基本方針等を踏まえ、保有資金及び公益法人等に造成している基金の不断の見直しを進め、規模の適正化に努められたい。

## 「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」について

### ① 経営安定対策

ア 畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、これら業務を適正に、かつ効率的に実施している。なお、直接交付方式を完全に実施した養豚経営安定対策事業については、年度計画に定めている交付期間内に、交付申請のあった12,579件全てについて生産者補填金が適切に交付されており、評価できる。

イ 野菜の経営安定対策については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、契約取引の拡大を図るため、全国規模の生産者と実需者との交流会を2回開催し、交流会開催の成果として商談が701件行われたことを確認しており、取り組みは十分であったと評価できる。なお、引き続き、さらなる商談件数の増加に向け積極的な取組が行われるよう期待する。

また、見直しの基本方針に基づき、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援措置を実施しているところであるが、平成24年度の実績が少ないことから、積極的な事業の周知等に努められたい。

ウ 砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金の交付業務の迅速化に努めたほか、甘味資源作物に係る補助事業については、管理状況等の現地調査を実施し、導入効果の把握を行うなど適切なフォローアップに努めている。

### ② 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等については、国内外の需給動向を適切に判断した結果、国際約束に従って国が定める数量の全量（13万7千トン）の輸入契約が締結され、また、売渡計画に基づく売渡しが適切に実施された。

なお、平成24年8月3日付けで農林水産大臣より、バター2,000トンの追加輸入の承認が下り、輸入入札の結果、中期目標に定められた期間内に全て売渡入札を実施している。

イ 学校給食用牛乳供給事業については、学校給食における牛乳供給日数が伸び悩む中で、学校給食供給目標に係る達成率の向上が図られた。

ウ 砂糖・でん粉関係業務については、輸入指定糖・異性化糖等及び輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、定められた期間内に、法人のホームページに公表している。

### ③ 緊急対策

法人本来のミッションとして、畜産関係業務においては、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行うとされているところであり、平成25年2月に国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、畜産農家の経済的負担の軽減及び経営の維持・安定を図るため、法人の速やかな対応により、緊急対策事業が早期に実施されたことは評価できる。

#### ④ 資金の流れ等についての情報公開の推進

資金の流れに関する情報公開については、ホームページに公表するとともに、法人からの直接補助対象者等に係る情報公開についても、適切に公表している。また、平成23年度の実績については、国からの交付額、畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れ、事業返還金の活用理由等の付記などの情報を加え、積極的かつ分かりやすく公表されている。

#### ⑤ 情報収集提供業務については、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等による情報検討委員会を開催し、その意見等を反映させるとともに、需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報等に加え、主要輸出国の農業政策等に関する各種情報提供を的確に行っている。

また、見直しの基本方針において、海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減するとされているが、海外事務所の廃止や効率的な海外情報の収集等に努めた結果、事業規模の縮減が図られており、的確に対応したと評価できる。

なお、海外情報については、海外事務所廃止後も一定の水準を維持できるよう、引き続き本部による積極的な収集・提供に努められたい。

### 「第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」について

#### ① 事務費及び一般管理費の削減に係る取組については、「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」の①及び②を参照。

② 事業資金等の法人の保有する資金の重要な性格にかんがみ、流動性の確保と元本保全を第一義として管理するものとし、併せて、安全性を守りつつ効率的な運用を行うことを基本とする資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ、効率的に運用されている。金融機関の選定にあたって、指定格付機関により発行体格付（長期）をされているものであってもいずれの発行体格付も投資適格以上と格付けされているものなどと規定されているほか、取引先金融機関、保有債券に係る情報収集について定期的に行うこととされている。また、資金の管理運用に関し、管理基準、危機管理対応等の重要事項等を決定するため、理事長を委員長とする資金管理委員会が設置されており、適切な資金管理が行われている。なお、具体的な運用については、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金について、余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用が毎月2回以上実施されている。また、資本金、事業資金の一部等については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況の把握、有価証券による運用の実施により、効率的な運用が行われている。

③ 旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構発足時に承継し同額の貸倒引当金を計上しているが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、24年12月に自己破産。同乳業者からの債権回収が不可能となったことから、連帯保証人に対して弁済を求めている。

④ 関連法人等（25法人）に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は、新たな出資は行われていない。これら関係法人等については、全法人に対する決算ヒアリング等により、必要に応じて経営改善計画を提出させるなどの指導が行われ、出資等の管理は適切に実施されている。また、関連法人等への出資金については、その目的、必要性等が検討され、結果、関連法人等はいずれも出資目的に従って業務を着実に実施しており、引き続き出資金等を維持する必要性が確認されている。なお、関連会社（19法人）及び関連公益法人（6法人）と法人の間には契約に係る取引はない。

### 「第4 短期借入金の限度額」について

① 運営費交付金の受入の遅延等による借入はなかった。

② 砂糖勘定の繰越欠損金については、法人が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は農林水産省が決定することになっているため、法人においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。

収支改善を図るため、平成22年10月以降、制度関係者による指定糖調整率の引き上げや生産者交付金単価の引き下げの取組等が実施されているところであり、この結果、平成24年度の収支においては48億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加え、平成24年度末における繰越欠損金は304億円であることから、今後もこうした取組を継続する必要がある。

なお、砂糖勘定の期中における短期借入金は限度額800億円の範囲内であり、その借入の金利については、主要行による競争入札の結果、砂糖勘定は0.1397%（参考：短期プライムレート1.475%）と低金利での借入が実現され、繰越欠損金の抑制のため、法人として実施可能な金利負担の軽減に努めている。

一方、でん粉勘定の期中における短期借入については、資金の状況からその必要はなく、実施されなかった。

### 「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」について

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、計画通り納

付申請し、国からの納入告知に基づき、1,106百万円の国庫納付が行われている。

「第6 剰余金の使途」について

平成24年度は、該当がなかったため、評価を行わなかった。

なお、一部勘定で計上されている利益剰余金は、その発生要因等から使途が限定されるなど、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金は申請されていない。各勘定における利益剰余金は、その発生要因や使途を考慮すると引き続き保有する必要があるものと考えられる。

「第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」について

平成24年度は、計画がなかったため、評価を行わなかった。

なお、法人が保有する職員宿舎については、その利用状況が整理され、有効に利用されているところであるが、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）により、改めてその必要性を厳しく見直すよう決定されているところである。法人は、保有する宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革大臣決定）に基づき、平成28年度までに2戸を削減すると整理が行われている。

「第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について

① 職員の人事に関する計画については、超過勤務削減への対応、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されている。

② 人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は計画の2,035百万円に対して、1,664百万円と引き続き抑制されている。

③ 職員の総合的能力を養成させるための階層別、専門別研修については、年間を通じて計画的に実施されている。

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）の対応

平成25年度第1四半期の公表状況を法人のホームページで確認したところ、「該当なし」と速やかに公表されている。引き続き、公益法人等への会費の支出については、徹底した適正化・透明性を強化するよう努められたい。

「二次評価意見」のフォローアップについて

平成23年度業務実績評価に関する二次評価意見に対し法人は、法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応であると評価できる。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の対応

法人の対応・取組を業務実績報告書等において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、いずれも適切な対応を行っているとして評価できる。

「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革大臣決定）の対応

当該実施計画に基づいて、廃止対象とされた職員宿舎については平成28年度までに削減する旨を業務実績報告書において明らかにしており、これを基に評価を行った結果、適切な対応を行ったと評価できる。

評 価 項 目 ( 大 項 目 )	評 価
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第 3 予算、収支計画及び資金計画	A
第 4 短期借入金の限度額	A
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	A
第 6 剰余金の使途	—
第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業費の削減・効率化</p> <p>2 業務運営の効率化による経費の削減</p> <p>3 業務執行の改善</p> <p>4 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>5 補助事業の効率化等</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 経営安定対策</p> <p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>3 緊急対策</p> <p>4 資金の流れについての情報公開の推進</p> <p>5 情報収集提供業務</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）</p> <p>2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）</p> <p>3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p>	<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>—</p>
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付</p> <p>2 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入の23年度中の金銭による納付</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>剰余金による成果 （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>予定なし</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>A</p>



1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A
2	長期借入れを行う場合の留意事項	—
3	施設及び設備に関する計画	—
4	前期中期目標期間繰越積立金の処分	A

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-1 事業費の削減・効率化</p>	<p>○ 事業費の削減・効率化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減する。 ただし、第2の1の（1）の①のアの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの拠出金に係るものを除く。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>【年度計画】 事業費については、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減の目標を達成するため、補助事業の効率化等を行う。 ただし、第2の1の（1）の①のアの肉用牛対策及びイの養豚対策のうち、生産者等からの拠出金に係るものを除く。 この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>【評価指標】 ○ 事業費の削減・効率化 （事業費総額で、当該年度に計画した削減目標と実績との対比）  削減目標は、平成19年度事業費（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）に対して、 平成20年度＝10%×1/5 平成21年度＝10%×2/5 平成22年度＝10%×3/5 平成23年度＝10%×4/5 平成24年度＝10%×5/5  a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった  削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急の事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した事業を除く。</p>	<p>a</p>
	<p>【業務実績報告書の記述】 平成24年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度比で45%削減した。（PT別添1-1）</p>	

評価項目	達成状況	評価																					
第1-2 業務運営の効率化による経費の削減	○ 業務運営の効率化による経費の削減 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：12 評価aの指標数：12×2点＝24点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 24点 (24/24=100%)	A																					
<b>【中期計画】</b> (1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務の効率化に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。	◇(1) 経費の削減 <b>【評価指標】</b> ① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 一般管理費（人件費を除く。）については、引き続き随意契約の見直し等に積極的に取り組むとともに、一部事務室の照明のLED化や遮光フィルム貼付等による光熱費の削減、事務用品等調達の一元化等を行ったことにより、19年度比で38%削減した。	a																					
<b>【年度計画】</b> (1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標（中期目標期間中に平成19年度比で15%削減）を達成するため、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成19年度比で15%削減する。	<b>【参考】</b> (百万円) <table border="1" data-bbox="571 891 1401 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算</td> <td>760</td> <td>683</td> <td>674</td> <td>664</td> <td>655</td> <td>646</td> </tr> <tr> <td>決算</td> <td>612</td> <td>487</td> <td>560</td> <td>551</td> <td>617</td> <td>472</td> </tr> </tbody> </table> （平成22年度決算額には、予算繰越額（平成22年度予算のうち、東日本大震災の発生により執行できなかった事務室改修）を含む） <b>【評価指標】</b> ② 定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 事務処理の迅速化を図る観点から決裁に要する日数の点検を行い、平成24年度は3.2業務日であった。 （平成23年度は3.2業務日） （平成22年度は3.1業務日） （平成21年度は3.2業務日）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	予算	760	683	674	664	655	646	決算	612	487	560	551	617	472	a
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																	
予算	760	683	674	664	655	646																	
決算	612	487	560	551	617	472																	
<b>【評価指標】</b> ③ 業務の適切な進行管理 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 事業費全体（一般管理費を含む。）について、四半期毎に「支出予算差引簿」を作成して、支出状況を確認するとともに、機構イントラネットに掲載し、機構内に周知し、業務の適切な進行管理を行った。 (PT別添1-2)	<b>【評価指標】</b> ④ 情報技術を活用した事務処理の効率化 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 情報ネットワークシステムや各業務システムを運用し、業務運営の効率化に努	a																					

評価項目	達成状況	評価
	<p>めているが、平成24年度においては、ファイヤーウォール及びパケットフィルタリング装置、センターハブを更新し効率化を推進した。</p>	
<p><b>【中期計画】</b>  (2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。</p> <p>これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。</p> <p>なお、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数が107.1であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成24年度までに国家公務員と同程度とし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p><b>【参考】</b>  1. 管理職割合（平成19年4月1日）：42%  2. 地域・学歴を勘案した対国家公務員指数(平成18年度)：114.1</p>	<p>◇(2) 人件費の削減</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>① 当該年度に計画した具体的な削減額と実績との対比  a：達成度合は、100%以上であった  b：達成度合は、70%以上100%未満であった  c：達成度合は、70%未満であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>  平成24年度の人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で20.6%削減した。  (PT別添1-3)</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>② 給与構造の見直しの推進  a：取り組みは十分であった  b：取り組みはやや不十分であった  c：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>  「給与構造の見直し」の一環として、平成24年4月1日付けで、総括調整役▲1.4%、部長クラス▲0.8%をはじめとした職員の本俸の引下げを実施した。  (PT別添1-3)</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>③ 新たな人事管理制度の推進  a：取り組みは十分であった  b：取り組みはやや不十分であった  c：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>  新たな人事管理制度に沿ってポストオフ、人事評価を行い、管理職の昇給幅の抑制等を実施した。  (PT別添1-3)</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>④ 管理職割合について当該年度に計画した具体的な目標率と実績との対比  a：達成度合は、90%以上であった  b：達成度合は、50%以上90%未満であった  c：達成度合は、50%未満であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>  平成25年度期初における管理職割合は、目標である33%に対し、24%となった。  (PT別添1-3)</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>⑤ 職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比  a：達成度合は、90%以上であった  b：達成度合は、50%以上90%未満であった  c：達成度合は、50%未満であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>  また、平成24年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は101.3となった。  (PT別添1-3)</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p><b>【年度計画】</b></p> <p>人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成17年度比で少なくとも6%を削減する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進するとともに、新たな人事管理制度を適切に運用する。</p> <p>なお、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。</p> <p>これらの取組により、管理職割合を平成24年度期初時点で3分の1を超えない範囲に、職員の給与水準について、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度とするとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。</p>		
<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組</p> <p>分母を随意契約等審査委員会への諮問件数（真にやむを得ない随意契約を除く）とし、分子を随意契約見直し計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b></p> <p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約（18件）を除き、一般競争入札等とした。</p> <p>機構が締結した契約（少額随意契約を除く）について定期的に機構ホームページにおいて公表した。さらに、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けた。</p> <p>(PT別添1-4～1-5)</p> <p><b>【参考】</b></p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約の見直し等の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>(契約に係る事務手続等)</p> <p>契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。</p> <p>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結にあつては、経理部担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。</p> <p>また、総合評価方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>一般競争契約、企画競争及び公募を実施する場合であっても、競争性、透明性を確保するため、機構掲示板への掲載及び機構ホームページへの掲載状況を四半期ごとに確認した。</p> <p>また、競争性・透明性を確保するため、契約監視委員会を平成24年9月10日に開催し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の適切性等に対する審査を受けた。</p>	
<p>【参考】</p> <p>(第三者への再委託)</p> <p>契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとされており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成24年度においては、新規取得したパソコンの設定等を専門業者に再委託したものが1件、委託調査において、委託先の会員への再委託が2件あった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。</p> <p>(1者応札の解消に向けた取組)</p> <p>①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得たうえでシステム仕様書等の開示、③「メルマガ」機能の利用や機構ホームページで今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケートに基づき、契約の履行期間の十分な確保、⑤入札時期の前倒しの取組の一環として、次年度の入札予定をホームページに掲載等1者応札解消に向けた取組を確実に実施した。1者応札は15件（前年度13件）であった。</p> <p>(PT別添1-6~1-7)</p>		
<p>【評価指標】</p> <p>③ 入札・契約の適正な実施についてのチェック</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監査において入札・契約のチェックを受けた。また、会計監査人についても財務諸表監査の枠内で契約に関する評価を受けた。</p>	a	

評価項目	達成状況	評価
	<p>(PT別添1-8)</p> <p>-----</p> <p>【参考】  (法人の長に対する報告)  平成24年9月10日に開催された、第4回契約監視委員会の審議結果について、理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長に報告し、点検・評価を受けた。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第1-3 業務執行の改善	○ 業務執行の改善 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：15 評価aの指標数：14×2点＝28点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：1） 合計 28点（28/28＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	◇ (1) 業務全体の点検・評価 <b>【評価指標】</b> ① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な進行管理 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を業務運営の進行管理を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
<b>【年度計画】</b> (1) 業務全体の点検・評価 ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。 ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。 ③ 平成23年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。 ④ 第三者機関による平成23年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	<b>【業務実績報告書の記述】</b> 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）を年度初めに策定し、四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、ミッションの達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を図った。 （PT別添1-9）	
	<b>【参考】</b> 平成24年度は4月、7月、10月、1月に実施 <b>【評価指標】</b> ② 第三者機関による点検・評価のための、業務の進行状況の自己評価 分母を年度当初に計画した回数とし、分子を自己評価を実施した回数とする。 a：達成度は、100%であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった	a
	<b>【業務実績報告書の記述】</b> 理事長による四半期毎に実施したヒアリングの際、併せて業務の進捗状況について自己評価を行った。 <b>【評価指標】</b> ③ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった	a
	<b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成24年6月7日に「平成23年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第10回機構評価委員会を開催し、平成23年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 （PT別添1-10） <b>【評価指標】</b> ④ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった	a



評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>◇ (2) 補助事業の審査・評価</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 進行管理の的確な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>① 平成24年度事業について、進行管理を的確に行う。</p> <p>② 平成23年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>理事長による四半期毎の点検・評価に係るヒアリングの際、補助事業実施各部の平成24年度補助事業の実施状況確認等の進行管理を的確に行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 事業の達成状況等の自己評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 第三者機関による事業の審査・評価</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24年6月29日（第18回）に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p> <p>(PT別添1-11)</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 適正な業務の執行を確保する観点から、業務監査室による内部監査を実施するとともに、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底する等内部統制機能を強化する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 内部監査体制の充実・強化</p> <p>① 平成24年度の内部監査年度計画における被監査部署について、内</p>	<p>◇ (3) 内部統制機能の充実・強化</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施</p> <p>分母を内部監査年度計画における被監査部署の数（テーマ別監査を含む。以下同じ。）とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。</p> <p>a : 達成度は、100%であった</p> <p>b : 達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24年度内部監査年度計画（平成24年3月22日付け23農畜機5125号）に基づき、随意契約見直し計画等に基づく取組状況、総務部・野菜業務部・畜産経営対策部及び企画調整部の所掌業務並びに公文書管理法に基づく法人文書の管理状況について、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施し、各</p>	a

評価項目	達成状況	評価
部監査マニュアルに基づく内部監査を実施する。	被監査部署に対する内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。 (PT別添1-12)	
② 事業活動に関する法令等の遵守を徹底する観点から、コンプライアンス委員会において審議された、平成24年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組みを行う。	【評価指標】 ② コンプライアンス委員会の設置【20年度のみ】 【業務実績報告書の記述】 —	—
③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。	【評価指標】 ③ コンプライアンス推進に向けた計画的取組 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった	a
④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。	【業務実績報告書の記述】 平成24年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、コンプライアンス監査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」（毎四半期初月の第3木曜日）の取組、教育資料の導入・活用等について計画どおり実施した。	
⑤ 情報技術を活用した事務処理の効率化を図る際、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等の危機を防ぐため、情報セキュリティ対策を講じる。	また、平成25年3月13日に第6回コンプライアンス委員会を開催し、平成24年度のコンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、同25年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。 (PT別添1-13)	
⑥ 機構システムの最適化・効率化を推進するため、システムを統一的・横断的視点からの点検を行うとともに、システム情報の共有化等を進める。	【評価指標】 ④ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。 (PT別添1-14)	
	【評価指標】 ⑤ 個人情報保護対策の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 平成24年4月27日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会(2名、総務省)に職員を参加させるとともに、当該研修会に参加した職員を講師に、平成24年11月29日に平成24年度採用職員を対象とした「個人情報取扱い研修」を開催した。	
	【評価指標】 ⑥ 情報セキュリティ対策の推進 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった	a
	【業務実績報告書の記述】 各システムのリスクの洗い出し、バックアップ状況の確認等を行って機構システムの脆弱性の克服を図った。 また、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアルの役職員に対する周知を図るとともに、全職員を対象として、eラーニングを利用した研修を実	

評価項目	達成状況	評価
	<p>施し、その結果を踏まえ必要なフォローを行った。 (PT別添1-15)</p> <hr/> <p>【評価指標】</p> <p>⑦ 機構システムの最適化・効率化の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <hr/> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>システム台帳を整備して各業務システムの点検を踏まえ、24年度のシステム改善計画を取りまとめ、進行管理を行った。</p> <p>また、業務内容に適したシステムを構築するため、システム技術審査委員会を開催し、総合評価方式における評価項目、評価基準等に係る審査を行った。 (PT別添1-16)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 機能的で効率的な組織体制の整備</p>	<p>○ 機能的で効率的な組織体制の整備 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：2×2点＝4点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 4点 (4/4=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。 また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (1) 情報収集提供業務を行う組織体制の再編【20年度のみ】 【業務実績報告書の記述】 — 【評価指標】 ◇ (2) 業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方の検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった 【業務実績報告書の記述】 四半期ごとに業務実績を確認し、平成25年3月11日に「地方事務所の業務実績等点検チーム打合せ会議」を開催し、今後、経費削減の可能性について協議していくこと等を確認した。 (PT別添1-17)</p>	—
<p>【年度計画】 札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。 また、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (3) その他必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し a：必要がなかった又は十分であった b：必要はあったが、やや不十分であった c：必要はあったが、不十分であった 【業務実績報告書の記述】 また、組織体制を見直す必要性は生じなかった。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
第1-5 補助事業の効率化等	○ 補助事業の効率化等 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：16 評価aの指標数：15×2点＝30点 評価bの指標数：1×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 31点 (31/32=97%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。  <b>【年度計画】</b> (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。	<b>【評価指標】</b> ◇ (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施 畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定への公募方式の導入 a：公募方式を導入した c：公募方式を導入しなかった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 24年度補正予算関係及び25年度当初予算に係る畜産業振興事業等について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たって公募を行った。 (PT別添1-18、1-19)	a
<b>【中期計画】</b> (2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。 ① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。 ② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 ④ 費用対効果分析を実施している事業にあつては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までは利用状況の調査を行う。 また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。	◇ (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 <b>【評価指標】</b> ① 事業実施主体との協議 分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 事業実施計画の承認の申請があつた施設整備件数（112件）について、事前に事業実施主体と協議（112件）を行った。	a
<b>【年度計画】</b> (2) 施設整備事業の効率的かつ効	<b>【評価指標】</b> ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 a：評価基準を満たしているものを採択した c：評価基準を満たしているもの以外を採択した  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。  （費用対効果・採択件数） 肉用牛経営安定対策補完事業 6件 食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 4件 沖縄食肉価格安定等特別対策事業 3件 小計 14件  （コスト分析・採択件数） 食肉流通改善合理化支援事業 1件 畜産高度化支援リース事業 64件 沖縄食肉価格安定等特別対策事業 3件	a

評価項目	達成状況	評価
<p>果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。</p>	<p>口蹄疫畜産再生基金事業 24件</p> <p>小計 92件</p> <p>合計 106件</p>	
<p>② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p> <p>③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>採択した事業費5千万円以上の施設等（12件）について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施し、又は報告を受けた。この結果、現地調査が必要な事例はなかった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
<p>また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（57件）及び5年目までのもの（104件）について利用状況を確認するとともに、複数年度分のデータが蓄積された施設のうち施設の利用状況が計画を下回る等の20件について現地調査を行った。（PT別添1-20）</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事後評価</p> <p>効用が費用を上回る件数の全件数割合を90%以上とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	b
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>◇ (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては5年）としている施設60件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。その結果、19件については、当初想定できなかった子牛価格の下落による収入減により、自己資金での繁殖雌牛の増頭ができなかった等の理由から投資効率が1以下となり、全件数に占める投資効率1超の割合は、68%であった（60件中41件）。</p> <p>なお、投資効率が1以下のものについては、全ての事業実施主体から改善策を報告させるとともに、3件について現地調査を実施し、指導・助言を行った。</p> <p>また、事業実施主体等が適切に事業に取り組めるよう事業実施者が抱える共通の課題とアドバイスを整理した事例集を作成した。（PT別添1-21）</p>	
	<p>補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。</p> <p>④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p> <p>② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p> <p>③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。</p> <p>④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施</p>	<p>作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、同シートにより基準に基づく審査を実施した（13,488件）。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。</p> <p>（内訳） 畜産分野－13,415 野菜分野－73 （PT別添1-22）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標73】</p> <p>② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業における新規7事業・拡充1事業（緊急対策を含む。）について、事業実施主体に対する事業説明会（15回）を実施した。また、継続事業についても同様の会議（13回）を実施した。 なお、野菜農業振興事業については、新たに実施する事業はなかった。 （PT別添1-23）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 事業の進行管理を毎月行い、事業別の執行見込額や不用見込額を算定し、補助総額の枠内で事業別の限度額を1回変更したほか、国の補正予算が措置され補助限度額の総額が増額されたことを踏まえ、緊急の対応策を措置した。 （PT別添1-24）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 24年度に実施する畜産業振興事業に関する事業概要及び採択の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページに公表した。 （PT別添1-25）</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ 事務処理手続の迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。 a：達成度合は、90%以上であった b：達成度合は、50%以上90%未満であった c：達成度合は、50%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
<p>主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。</p> <p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。</p> <p>⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>⑧ 畜産業振興事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p> <p>⑨ 畜産業振興事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準（平成20年度改正）に基づく基金の見直し等を行う。</p>	<p>交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内であった割合は99.9%であった（総受理件数13,811件に対し、10業務日以内に行った件数は13,810件）。</p> <p>（内訳）  畜産分野－13,678件に対し13,677件  野菜分野－133件に対し133件  （PT別添1-24）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入  a：適切な評価手法を導入した  c：評価手法を導入しなかった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうちクランブル飼料製造施設整備事業について費用対効果分析を導入したほか、新規等事業の共通経費に係るコスト分析手法及び目標設定・評価手法については、すべて適用した。  （PT別添1-26）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等  a：必要がなかった又は十分であった  b：必要はあったが、やや不十分であった  c：必要はあったが、不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、評価手法の必要に応じた改善等の見直しの必要はなかった。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑧ 決算上の不用理由の分析  a：取り組みは十分であった  b：取り組みはやや不十分であった  c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>23年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成24年6月29日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。  （PT別添1-27）</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し  a：取り組みは十分であった  b：取り組みはやや不十分であった  c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>家畜防疫互助基金支援事業について単年度事業方式に変更するとともに、同事業において地方団体に造成していた運営基盤強化基金を廃止した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>⑩ 基準等の見直し  a：取り組みは十分であった  b：取り組みはやや不十分であった  c：取り組みは不十分であった  （実施した年度のみ評価を行う）</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>基金基準等に準じて定めた基準に基づき、平成24年度当初に基金を保有している111基金について、事業実施期間中の所要額に対し、基金残高が適正な規模であるか確認するための見直しを実施した。  基金の見直しにより、保有割合が「1」を上回った基金のうち、51基金に</p>		



評価項目	達成状況	評価
	については、不用額を平成25年度に機構に返納予定。 (PT別添1-28)	

評価項目	達成状況	評価
第2-1 経営安定対策	○ 経営安定対策 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：40 評価aの指標数：38×2点＝76点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 76点（76/76＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 畜産に係る補助事業は、国等の 行う事業・施策との整合性を確 保しつつ、国、事業実施主体等 との明確な役割分担と連携の下 に、機動的かつ弾力的に実施す る。 ア 肉用牛対策 肉用牛生産者の経営の安定を 図るため、価格の低落等により生 産者の収益性が悪化した場合に 的確に補填金の交付等を行う。 イ 養豚対策 養豚生産者の経営の安定を図 るため、価格の低落等により生 産者の収益性が悪化した場合に 的確に補填金の交付等を行う。 ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行 う。ただし、本対策については、 事業を縮減する。 (ア) 環境対策 家畜排せつ物の管理の適正 化及び利用の促進のため、機械 施設の整備等を行う。 (イ) 食肉等流通対策 食肉流通の合理化と安全・ 安心な食肉供給を図るため、 産地食肉センターの効率化等 に必要な設備の整備、食肉卸 売・小売機能の高度化を図る 対策等を行う。 (ウ) 家畜衛生対策 豚コレラ等の家畜伝染病の まん延防止を図るため、畜産 農家等が自ら行う互助活動の 支援等により養豚農家等の衛 生水準を向上させる。 (エ) その他の対策 負債の償還が困難な生産者 及び後継者の経営継承の円滑	◇ (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 ア 肉用牛対策 <b>【評価指標】</b> (ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造 成 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安 定特別対策事業に係る補填金の的確な交付を目的に、月毎に生産者積立金に 対応した基金造成必要額について基金造成を行った。（平成24年度基金造成 額 466億7千万円） <b>【評価指標】</b> (イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 全国会議を開催するとともに、月毎に事務連絡文書を発出し、生産者への 迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。 (PT別添2-1) イ 養豚対策 <b>【評価指標】</b> 生産者補填金の21業務日以内の交付 分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を21業務日 以内に交付した回数とする。 a：達成度合は、100%以上であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成23年度第4四半期分並びに24年度第1～3四半期分に係る生産者補填 金については、交付申請書を受理した日から21業務日以内に全て交付した (12,579件/12,579件)。 平成23年度第4四半期分 5～9業務日 平成24年度第1～3四半期分 4～12業務日 ウ 補完対策 <b>【評価指標】</b> (ア) 環境対策	a

評価項目	達成状況	評価
<p>化を図るための長期低利の借換資金の融通、BSE発生農家等への支援、肉骨粉の適正な処分を推進して安全な肉骨粉を供給する体制の整備等を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>① 畜産業振興事業</p> <p>畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>ア 肉用牛対策</p> <p>(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。</p> <p>(イ) 都道府県団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県団体を指導する。</p> <p>イ 養豚対策</p> <p>肉豚生産者からの交付申請を受理した日から21業務日以内に生産者補填金等を交付する。</p> <p>ウ 補完対策</p> <p>(ア) 環境対策</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、たい肥の調整・保管に必要な機械施設等を整備するための貸付枠の設定を適切に行う。</p> <p>(イ) 食肉等流通対策</p> <p>a 食肉処理施設の整備等については、豚副産物の分別を含むBSE関連規則に対応した施設整備等衛生・環境関連の計画を優先的に採択する。</p> <p>b 食肉流通機能の高度化等については、事業実施主体が実施する全国会議等に積極的に参加し、情報提供機能や価格形成機能等の強化を支援する。</p> <p>(ウ) 家畜衛生対策</p> <p>事業実施主体が実施する</p>	<p>家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進</p> <p>リース事業による整備の進捗状況の把握に基づく所要（当面の必要額）の貸付枠の設定等による機械施設の整備の推進</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、年度当初に貸付枠を設定し機械施設の整備を推進した。</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 食肉等流通対策</p> <p>a 衛生・環境関連の施設整備計画の優先的な採択</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>食肉処理施設の整備等について、需要調査により要望を把握した2者から整備計画を徴し、衛生・環境関連の施設整備1件について24年4月に優先的にヒアリングを行い、同年5月に採択した。</p> <p>(PT別添2-2)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>b 情報提供機能や価格形成機能等の強化のための指導等の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>事業実施主体が実施する、買参人を通じて提供すべき情報の内容や提供方法等の検討を行う2回の委員会と、加工・量販店需要を市場購買に誘引するための検討を行う2回の委員会に全て参加し、情報提供機能や価格形成等の強化を支援した。</p> <p>(PT別添2-3)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>(ウ) 家畜衛生対策</p> <p>養豚農家等の衛生水準の向上のための指導等の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>畜産農家等が自ら行う互助活動への支援を行うことを目的とした家畜衛生互助制度について、制度の普及と事業の円滑な推進を図る2回の全国会議及び4回のブロック会議全てに参加し、制度の普及及び適正な執行のための指導を行った。</p> <p>(PT別添2-4)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>(エ) その他の対策</p> <p>a 長期低利の借換資金の融通等に係る指導等の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営継承の円滑化を図るため、長</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>ロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。</p> <p>(エ) その他の対策</p> <p>a 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。</p> <p>b BSE発生農家等への支援を行うとともに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。</p>	<p>期低利の借換資金の融通等のための利子補給を実施するとともに、指導計画に基づき10道県の現地調査を実施し、融資取扱状況等を確認した。 (PT別添2-5)</p> <p>【評価指標】</p> <p>b BSE発生農家等への支援</p> <p>(a) BSE患者の発生に伴う、生産農家等への支援</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24年度は、BSEの発生農家がなかったため、事業は実施しなかった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>(b) 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するため、調査計画に基づき、19事業所について現地調査を実施した。 (PT別添2-6)</p>	—
<p>【中期計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p> <p>② 加工原料乳生産者補給金の交付</p> <p>ア 生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p>	<p>◇ (1) 畜産関係業務</p> <p>② 加工原料乳生産者補給金の交付</p> <p>ア 交付業務の迅速化</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 18業務日以内の交付</p> <p>分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金については、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した(49件/49件)。 (PT別添2-7)</p>	a
<p>イ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。 〔参考〕平成18年度実績：9業務日</p> <p>【年度計画】</p>	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 指定生乳生産者団体に対する指導</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、このため、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発して、加工原料乳生産者交付金業務の一層の迅速化について指導を行った。 (PT別添2-8)</p>	a
<p>② 加工原料乳生産者補給金の交付</p> <p>ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払</p>	<p>イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 9業務日以内の公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>希望がある場合を除く。 このため、指定生乳生産者団体における円滑な事務処理についての指導等を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表については、公表回数12回に対して、9業務日以内に公表した回数は12回であった。 (PT別添2-9)</p>	
<p>イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。 このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。</p>	<p>【評価指標】 (イ) 都道府県及び指定生乳生産者団体との連携 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、このため、都道府県及び指定生乳生産者団体に対して「事務処理の迅速化等について」の文書を発して、都道府県及び指定生乳生産者団体との相互連絡等について指導を行った。 (PT別添2-10)</p>	a
<p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 【参考】平成18年度実績：14業務日</p>	<p>(1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付 ア 交付業務の迅速化 【評価指標】 (ア) 14業務日以内の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>イ 交付状況に係る情報の公表 ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に公表する。 また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書(葉書)を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度第4四半期分から24年度第3四半期分に係る生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付した(8回/8回)。</p> <p>【評価指標】 (イ) 指定協会に対する指導 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、このため、全国会議を開催して事務スケジュールの遵守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。 (PT別添2-11)</p>	a
<p>【年度計画】 ア 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。 イ 交付状況に係る情報の公表 (ア) ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から5業務日以</p>	<p>【評価指標】 (ア) 5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 全指定協会に対する生産者補給交付金の交付実績については、交付を終了した日から全て5業務日以内に公表した(4回/4回)。 また、指定協会に対し、事務処理の適正実施を図るため、平成24年4月23日及び平成25年3月19日に全国会議を開催し、事務処理上の重要な事項を周知</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。</p> <p>(イ) 肉用子牛生産補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書(葉書)等の活用を行う。</p>	<p>徹底した。 (PT別添2-12~2-13)</p> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 生産者補給金交付通知書(葉書)の活用</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給交付金通知書(葉書)の裏面を活用し、肉用子牛生産者に対し、肉用子牛生産者補給金制度に係る情報を提供した。 (PT別添2-14)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>野菜については、基本計画に掲げる農業・農村の6次産業化の推進、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給、経営安定の確保等に資するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」における資金の保有率の低減等に対応しつつ、これらの対策の推進に係る不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定に係る業務等を以下のとおり実施する。</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：12業務日</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から11業務日以内の交付</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 生産者補給交付金等の11業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請の総件数955件に対し、登録出荷団体等から交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、955件であった。 (PT別添2-15)</p> <p>【参考】指定野菜</p> <p>消費量が相対的に多く、又は多くなることを見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期により政令で定める種別に属するもの。現在、キャベツ、だいこん、たまねぎなどの14種類の野菜が指定されている。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構主催の実務担当者説明会等、県及び野菜価格安定法人主催の野菜価格安定事業担当者研修会、個別訪問による説明(以下「機構主催の会議等」という。)並びに機構の現地実態調査における現地指導において、登録出荷団体等からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。 (PT別添2-16)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 指定野菜価格安定対策事業</p> <p>指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行わ</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② 指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定の円滑かつ適正な実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>れるよう、登録出荷団体を指導する。</p> <p>さらに、同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。</p>	<p>乖離度の認定業務については、乖離度の認定件数2,321件の全てを、3業務日以内に業務区分ごとに関係団体等に通知した。</p> <p>(PT別添2-17)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>② 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の合理化を図ることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を行う。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：24業務日</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付申請を受理した日から22業務日以内の交付</p> <p>③ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 生産者補給交付金等の22業務日以内の交付</p> <p>a：達成度合は、100%以上であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者補給交付金等の交付申請の総件数24件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付した件数は24件であった。</p> <p>(PT別添2-18)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>② 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構主催の会議等において、登録出荷団体等に対して早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。</p> <p>(PT別添2-16)</p>	a
<p>また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。</p> <p>あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。</p> <p>さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。</p> <p>リレー出荷に取り組む生産者への支援を確実にするため、制度改正の内容の周知を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>ウ 契約取引の拡大に向けた取組</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>全国規模の交流会（10月・2月、2件）及び現地交流会（11月・2月、2件）を開催し、加工・業務用需要への対応を促進するための交流・普及を行った。全国規模の交流会では、延べ190ブースが出展され、約1,650名の来場者を得るとともに、合わせて約700件の商談が行われたことを出展者へのアンケート調査により確認した。</p> <p>また、今年度は、実需者と生産者とを個別に結び付ける特別商談会を本格実施したほか、出展素材を試食できる試食コーナーを設置するなど、交流会のさらなる活性化を図った。</p> <p>(PT別添2-19)</p>	a
	<p>【評価指標】</p> <p>エ 登録出荷団体等の研修会等を通じた制度の普及</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さらに、契約指定野菜安定供給事業の制度の普及を図るため、機構主催の会議等において制度の説明を行うとともに、登録出荷団体及び大規模生</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>産者等にPR文書を送付した。 (PT別添2-16)</p> <p>【評価指標】 オ 各種会議等での指導及び現地指導の実施による制度改正内容の周知徹底 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 リレー出荷に取り組む生産者への支援を確実にを行うため、機構主催の会議等において制度改正の内容の説明を行った。 上記の制度説明に加えて、業界紙への広告掲載、法人協会等を通じたパンフの配布、技術普及員あてのメールマガジンの配信等により、制度改正の内容の周知を図った。 (PT別添2-20)</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の合理化を図ることにより、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：12業務日</p>	<p>(2) 野菜関係業務 ④ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>【評価指標】 ア 助成金の11業務日以内の交付 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 助成金の交付申請の総件数763件に対し、交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、763件であった。 (PT別添2-21)</p>	a
<p>【年度計画】 (2) 野菜関係業務 ③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 また、都道府県の野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び都道府県の野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県の野菜価格安定法人を指導する。</p>	<p>【評価指標】 イ 都道府県の野菜価格安定法人による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 機構主催の会議等及び特定野菜事業実態調査における現地指導において、野菜価格安定法人に対して早期の交付申請及び生産者への迅速な交付について指導した。 (PT別添2-16)</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 ④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興</p>	<p>(2) 野菜関係業務 ⑤ 野菜農業振興事業</p> <p>【評価指標】 ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった</p>	—



評価項目	達成状況	評価
<p>に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業を実施する。</p> <p>なお、今中期目標期間におけるモデル事業の実施状況を踏まえて制度化を行う際には、契約指定野菜安定供給事業の実施を取りやめるものとする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>④ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業を実施するとともに事業内容の検証を行う。</p>	<p>c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24年度は、該当する事業がなかったため実施しなかった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 契約取引の実態を踏まえ、野菜の価格・数量変動へ対応したモデル事業の実施</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、契約野菜収入確保モデル事業については、積極的なPRに努めた結果、2回（1月16日から2月29日まで、6月20日から8月20日まで）の公募を通じ、24事業実施主体（33契約）を採択した。</p> <p>さらに、平成23年度事業の効果及び課題を検証し、引き続きモデル事業として25年度以降も実施することとした上で、この検証結果を25年度からの事業内容の基礎とした。</p> <p>(PT別添2-22)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、事務処理体制の整備等により、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>【参考】平成18年度実績：年12回</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑤ ホームページによる業務内容等の公表</p>	<p>(2) 野菜関係業務</p> <p>⑥ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月、ホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a：達成度は、100%以上であった b：達成度は、70%以上100%未満であった c：達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月、交付金額等をホームページに掲載した。</p> <p>(PT別添2-23)</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページにおいて公表する。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>ア ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月公表する。</p> <p>イ 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額を公表する。</p>	<p>分母を算定対象旬又は月の数とし、分子を上記のとおり公表した旬又は月の数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。 (PT別添2-24)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>糖価調整制度の収支改善に向けた取組を踏まえ、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付業務等を以下のとおり実施するものとする。</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 〔参考〕平成18年度実績：18業務日</p> <p>③ 砂糖に係る補助 砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。</p> <p>ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業 てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、計画的な生産に向けた取組を強化するため、直播の導入による省力化の推進、需要に応じた計画的生産の推進及び省力化・低コスト化を推進する技術開発等を行う。〔平成18年度に</p>	<p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 甘味資源作物交付金については、概算払請求があった164件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。 (PT別添2-25)</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 国内産糖交付金の交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 国内産糖交付金については、交付申請があった151件全ての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。 (PT別添2-26)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 砂糖に係る補助</p> <p>ア てん菜の生産構造の改革を進めるための事業 既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 てん菜の生産構造の改革を進めるための事業については、地方事務所と連携を図り、調査対象事業の選定（共同利用機械導入事業の全自動ビート移植機の導入）を行うとともに、調査先5地区の現地調査を実施し、管理状況については適切に維持・管理されていたこと、また利用状況においても移植スピードも向上し作業時間の軽減が図られ導入効果があったことを確認した。 (PT別添2-27)</p> <p>【評価指標】</p>	a
		a

評価項目	達成状況	評価
<p>造成した基金の取崩期間は、平成21年度まで]</p> <p>イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、さとうきびの増産に向けて、担い手の育成等の経営基盤の強化、余剰バガスの還元等の生産基盤の強化及び地域に適応した新品種への転換等の生産技術対策を推進する。[平成18年度に造成した基金の取崩期間は平成21年度まで]</p>	<p>イ さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業</p> <p>既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップの実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業については、地方事務所と連携を図り、調査対象事業の選定（機械化推進事業の株揃機及び株出管理機の導入）を行うとともに、調査先7地区の現地調査を実施し、管理状況については適切に維持・管理されていたこと、また利用状況においてもさとうきび収穫後の作業が短時間で終えるなど作業時間の軽減が図られ導入効果があったことを確認した。</p> <p>(PT別添2-27)</p>	a
<p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> <p>[参考] 平成18年度実績：翌月の20日</p> <p>【年度計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>① 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ 砂糖に係る補助</p> <p>砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行う。</p> <p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、事務手続の合理化等により、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>④ ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表</p> <p>翌月の15日までの公表</p> <p>分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに、ホームページで公表した。</p> <p>(PT別添2-28)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表 ホームページ等において、でん粉原料用いも交付金及び国内産</p>	<p>(4) でん粉関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>① でん粉原料用いも交付金交付業務の迅速化 8業務日以内の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 でん粉原料用いも交付金については、概算払請求があった87件全てについて、8業務日以内に交付金を交付した。 (PT別添2-29)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 国内産いもでん粉交付金交付業務の迅速化 18業務日以内の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 国内産いもでん粉交付金については、交付申請があった65件すべての申請について、18業務日以内に交付金を交付した。 (PT別添2-30)</p> <p>-----</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ ホームページによる業務内容等の公表 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>-----</p> <p>【業務実績報告書の記述】 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量の公表を、翌月の15日までにホームページで公表した。 (PT別添2-31)</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

評価項目	達成状況	評価
いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。		

評価項目	達成状況	評価
第2-2 需給調整・価格安定対策	○ 需給調整・価格安定対策 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：20 評価aの指標数：16×2点＝32点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：4） 合計 32点（32/32＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> （1）畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、ホームページ等においてその情報を公表する。また、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。 <b>【参考】</b> 平成4年度実績：16業務日 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときには、事務処理の迅速化、輸入業務関係者に対する指導の強化等により、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。 <b>【参考】</b> 平成9年度実績：57日（大洋州産以外のは84日） イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入する。 ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。 また、指定乳製品等の売渡しに	◇（1）畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 <b>【評価結果】</b> ア 指定食肉の需給動向を毎月、公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 指定食肉の価格安定を図るため、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、毎日、週単位、月単位でホームページに公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測をホームページで公表した。 （PT別添3-1～3-3） <b>【評価指標】</b> イ 30業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から30業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった （実施した年度のみ評価を行う） <b>【業務実績報告書の記述】</b> なお、平成24年度は、指定食肉の買入れは実施しなかった。 <b>【評価指標】</b> ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 畜産物の価格安定を図るため、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。 （PT別添3-1～3-4） <b>【評価指標】</b> ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった	a

評価項目	達成状況	評価
<p>当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> <p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p> <p>オ ホームページ等において、事務処理体制の整備等により、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>(実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>なお、平成24年度は、生産者団体等による畜産物の調整保管事業は実施されなかった。</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p> <p>ア 価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合の指定乳製品等の輸入及び売渡し</p> <p>(ア) 農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）の売渡しの実施</p> <p>分母を農林水産大臣の輸入承認に係る輸入の実施回数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡入札に付した回数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>	a
<p>④ 学校給食用牛乳供給事業</p> <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利な地域における輸送費等の増し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を毎事業年度90%以上とする。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(1) 畜産関係業務</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成24年末の需要期に向けてバターの安定的な供給を確保し、価格の高騰を未然に防ぐ観点から、平成24年8月3日付けで農林水産大臣から2,000トンの輸入承認を受けた。</p> <p>入札の結果、合計62件の輸入業務委託契約を締結し、すべての契約分について、50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを実施した。</p> <p>(PT別添3-5)</p> <p>【評価指標】</p> <p>(イ) 指定商社に対する説明・指導</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>① 指定食肉の売買</p> <p>指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、ホームページ等においてその情報を公表する。</p> <p>また、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>輸入業務の委託先となる指定商社30社を参集し、迅速な輸入手続き等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>(PT別添3-6)</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ウ) 指定倉庫に対する説明・指導</p> <p>a：取り組みは十分であった</p> <p>b：取り組みはやや不十分であった</p> <p>c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</p> <p>畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫51社を参集し、万全な荷扱い等に関する説明・指導の会議を開催した。</p> <p>(PT別添3-7)</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入手当て</p> <p>分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった</p> <p>b：達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>③ 指定乳製品等の輸入・売買</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国家貿易機関として、平成24年度に 国際約束に従って国が定めて機構に通</p>	

評価項目	達成状況	評価																								
<p>ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等の輸入を行うときは、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行う。</p> <p>このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。</p>	<p>知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p> <p>i) 国から通知を受けた数量 137,202トン</p> <p>ii) 輸入入札に付した数量（不落札分を除く。）</p> <table border="0"> <tr><td>バター</td><td>7,459トン</td></tr> <tr><td>ホエイ・調製ホエイ</td><td>4,500トン</td></tr> <tr><td>デリースプレッド</td><td>800トン</td></tr> <tr><td>バターオイル</td><td>300トン</td></tr> <tr><td>全乳換算</td><td>137,211トン</td></tr> </table>	バター	7,459トン	ホエイ・調製ホエイ	4,500トン	デリースプレッド	800トン	バターオイル	300トン	全乳換算	137,211トン															
バター	7,459トン																									
ホエイ・調製ホエイ	4,500トン																									
デリースプレッド	800トン																									
バターオイル	300トン																									
全乳換算	137,211トン																									
<p>(ア) 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。</p> <p>(イ) 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。</p>	<p>ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等</p> <p>【評価指標】</p> <p>(ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し</p> <p>分母を国が指定する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>	a																								
<p>イ 国家貿易機関として、平成24年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てとする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ、デリースプレッド及びバターオイルを売渡入札に付した。</p>																									
<p>ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>i) バター (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>売渡計画</td><td>売渡入札</td></tr> <tr><td>第1四半期</td><td>3,481</td><td>3,481</td></tr> <tr><td>第2四半期</td><td>1,751</td><td>1,751</td></tr> <tr><td>第3四半期</td><td>252</td><td>252</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,484</td><td>5,484</td></tr> </table> <p>ii) 脱脂粉乳 (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>売渡計画</td><td>売渡入札</td></tr> <tr><td>第4四半期</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> </table>		売渡計画	売渡入札	第1四半期	3,481	3,481	第2四半期	1,751	1,751	第3四半期	252	252	合計	5,484	5,484		売渡計画	売渡入札	第4四半期	3,000	3,000	合計	3,000	3,000	
	売渡計画	売渡入札																								
第1四半期	3,481	3,481																								
第2四半期	1,751	1,751																								
第3四半期	252	252																								
合計	5,484	5,484																								
	売渡計画	売渡入札																								
第4四半期	3,000	3,000																								
合計	3,000	3,000																								
<p>エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。</p>	<p>iii) ホエイ・調製ホエイ (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>売渡計画</td><td>売渡入札</td></tr> <tr><td>第3四半期</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>第4四半期</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,500</td><td>4,500</td></tr> </table> <p>iv) デリースプレッド (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>売渡計画</td><td>売渡入札</td></tr> <tr><td>第1四半期</td><td>800</td><td>800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>800</td><td>800</td></tr> </table>		売渡計画	売渡入札	第3四半期	1,500	1,500	第4四半期	3,000	3,000	合計	4,500	4,500		売渡計画	売渡入札	第1四半期	800	800	合計	800	800				
	売渡計画	売渡入札																								
第3四半期	1,500	1,500																								
第4四半期	3,000	3,000																								
合計	4,500	4,500																								
	売渡計画	売渡入札																								
第1四半期	800	800																								
合計	800	800																								
<p>オ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。</p>	<p>v) バターオイル (単位：トン)</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>売渡計画</td><td>売渡入札</td></tr> <tr><td>第1四半期</td><td>300</td><td>300</td></tr> <tr><td>合計</td><td>300</td><td>300</td></tr> </table>		売渡計画	売渡入札	第1四半期	300	300	合計	300	300																
	売渡計画	売渡入札																								
第1四半期	300	300																								
合計	300	300																								
<p>④ 学校給食用牛乳供給事業</p> <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利益な地域における輸送費等の掛増</p>	<p>【評価指標】</p> <p>(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p>	a																								



評価項目	達成状況	評価
し経費の助成等を行うことにより、供給日数に係る達成率を90%以上とする。	<p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	
	<p>【業務実績報告書の記述】 また、指定乳製品の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握した。 (PT別添3-8)</p>	
	<p>【評価指標】 エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を毎月、公表する。 分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理量、バター及び脱脂粉乳の生産量等を把握するとともに、バターの品目別在庫量調査を実施し、ホームページに公表した。 また、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページに公表した。 (PT別添3-4、3-9、3-10)</p>	
	<p>【評価指標】 オ 売買実績に係る情報の公表 翌月の19日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】 前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおける12回の公表のうち、翌月の19日までに公表した回数は12回であった。 (PT別添3-11～3-12)</p>	
	<p>④ 学乳給食用牛乳供給事業 【評価指標】 学校給食供給目標の供給日数に係る達成率の向上 学校給食供給目標に係る達成率 供給日数に係る達成率を、分母を小中学校の供給目標日数とし、分子を総供給実績数量を総供給人員で除して得た実績供給日数(1人1日当たり1本供給)とし、90%以上とする。 a : 達成度合は、100%であった b : 達成度合は、70%以上100%未満であった c : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成24年度の供給日数は、前年度に比べて1.6日増加し、182.8日となった。このため、供給目標(195日)に対する達成率は93.7%(182.8日/195日)となった。 なお、供給目標日数の達成に向け、学校給食の実施日に比べ牛乳の供給日数の少ない等の県(神奈川県他7県)について巡回指導を実施した。 (PT別添3-13)</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務 ① 野菜農業振興事業 【評価指標】</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>野菜農業振興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。</p> <p>また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を、機構において一元的に行う体制に移行して、適正な業務運営を図る。</p>	<p>ア 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施。</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>国、事業実施主体等と連携し、産地情報調査員設置事業21件、消費拡大推進事業3件、野菜緊急需給調整推進助成事業16件を実施した。</p> <p>野菜需給協議会等各種会議（18回）の場を活用して、事業の普及・推進を図った。</p> <p>(PT別添3-14)</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付金の交付等を機構において一元的に行う新たな事業形態への移行のための検討の実施【20年度のみ】</p> <p>a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p>	—
<p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、事務処理体制の整備等により、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p> <p>〔参考〕平成18年度実績：年12回</p>	<p>ウ 交付金の11業務日以内の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、緊急需給調整事業のうち、緊急需給調整費用交付金の交付業務については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付するとともに、生産者への迅速な交付が行われるよう登録出荷団体を指導する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>9月の上中旬に6事業実施主体が緊急需給調整（キャベツ及びびくさい）を行い、交付申請の総件数6件に対し、事業実施主体から交付申請を受理した日から11業務日以内に交付した件数は、6件であった。</p> <p>(PT別添3-15)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>① 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>また、緊急需給調整事業のうち、緊急需給調整費用交付金の交付業務については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付するとともに、生産者への迅速な交付が行われるよう登録出荷団体を指導する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>エ 登録出荷団体による早期交付申請及び生産者への迅速な交付について各種会議等での指導及び現地指導の実施</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>また、野菜需給推進懇談会（2月、1件）、全農主催の野菜制度研修会（6月、1件）及び重要野菜等交付金交付事業実態調査における現地指導（3月、5件）を通じ、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付について指導した。</p> <p>(PT別添2-16、3-14)</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月ホームページにおいて公表する。</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>② ホームページによる業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>生産者の経営判断に資するよう野菜の需給・価格に関する統計データや調査した産地の動向、新たに実施したカット野菜の実態調査の結果等をホーム</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>点から、事務処理体制の整備等により、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>ページで公表した。 (PT別添3-16、3-17)</p>	
<p>【中期計画】 (3) 砂糖関係業務 砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。 〔参考〕平成18年度実績：翌月の20日</p>	<p>【評価指標】 ◇ (3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までにホームページで公表した。 (PT別添3-18)</p>	a
<p>【年度計画】 (3) 砂糖関係業務 砂糖については、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【評価指標】 ◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 翌月の15日までの公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 a：達成度合は、100%であった b：達成度合は、70%以上100%未満であった c：達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【中期計画】 (4) でん粉関係業務 でん粉については、輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> <p>【年度計画】 (4) でん粉関係業務 でん粉については、輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し等の業務を行い、ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】 輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までにホームページで公表した。 (PT別添3-18)</p>	

評価項目	達成状況	評価
第2-3 緊急対策	○ 砂糖関係業務 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：3 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 2点（2/2＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> (1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行うとともに、畜産物に係る知識の普及及び安全性のPRを行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。  <b>【年度計画】</b> (1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策、畜産物に係る知識の普及、安全性のPR等を速やかに行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。	3 緊急対策 ◇ (1) 畜産関係業務 <b>【評価指標】</b> ア 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった （実施した年度のみ評価を行う）  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成25年2月に国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき補正予算が措置されたことに関し、緊急の対応策の実施を決定し、国による事業公表後速やかに公募により事業実施主体を選定するとともに、事業実施要綱を制定し、事業の実施に着手した。  (PT別添4-1)	a
(1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策、畜産物に係る知識の普及、安全性のPR等を速やかに行う。 また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。	<b>【評価指標】</b> イ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産物に係る知識の普及、安全性のPRの実施 a：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> また、口蹄疫等悪性伝染病の発生がなく、畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを実施する必要はなかった。 なお、事業の実施に当たっては、他部署からの配置換えにより担当職員を増員するなど、機動的かつ弾力的に対応した。	—
<b>【中期計画】</b> (2) 野菜関係業務 野菜については、基本計画に掲げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。  <b>【年度計画】</b> (2) 野菜関係業務 野菜については、基本計画に掲	◇ (2) 野菜関係業務 <b>【評価指標】</b> 野菜の緊急需給調整に係る業務等の実施 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成24年度は、発動すべき事態が発生しなかったため、実施しなかった。	—

評価項目	達成状況	評価
<p>げる消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の緊急需給調整に係る業務等を実施する。</p>		

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 資金の流れ等についての情報公開の推進</p>	<p>○ 資金の流れ等についての情報公開の推進 【評価結果】 指標の総数：9 評価aの指標数：9×2点＝18点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 18点 (18/18=100%)</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を經由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。 このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p> <p>【年度計画】 (1) 畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。 ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体</p>	<p>◇(1) 畜産関係業務 【評価指標】 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成24年9月27日にホームページで公表した。 (PT別添4-2)</p> <p>【評価指標】 イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を平成24年9月27日にホームページで公表した。 (PT別添4-3)</p> <p>【評価指標】 ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p> <p>【業務実績報告書の記述】 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、24年度当初に基金を保有している団体における111基金の見直しを実施し、その結果を平成25年3月29日にホームページで公表した。 (PT別添1-28)</p> <p>【評価指標】 エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 平成23年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で、23年度において牛肉・稲わらから基準値を超える放射性セシウムが検出された問題に対し措置された緊急対策の項目の追加を行い、わかりやすい内容にして平成24年9月28日に機構ホームページにおいて掲載・公表した。 (PT別添4-4)</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p> <p>ウ 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等を、基金基準等に準じて定めた基準に基づき年度中に公表する。</p> <p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。</p>		
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成23事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、登録出荷団体ごとに交付金額をとりまとめ、9月24日にホームページに公表した。</p> <p>(PT別添4-5)</p>	a
<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(2) 野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>平成23事業年度の事業（指定野菜、特定野菜等、契約指定野菜等）別に、県別に交付金額をとりまとめ、9月24日にホームページに公表した。</p> <p>(PT別添4-6)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 砂糖関係業務</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(3) 砂糖関係業務</p> <p>ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構から事業実施主体に造成された基金の保有状況及び今後の使用見込み</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>年度9月末までに機構において公表する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。</p> <p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>について9月25日に公表した。 (PT別添4-7)</p> <p>【評価指標】</p> <p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況を翌月末までにホームページで公表した。 (PT別添4-8)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(4) でん粉関係業務</p> <p>機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) でん粉関係業務</p> <p>機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(4) でん粉関係業務</p> <p>機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況を翌月末までにホームページで公表した。 (PT別添4-9)</p>	a



評 価 項 目	達 成 状 況	評 価
付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。		

評価項目	達成状況	評価
第2-5 情報収集提供業務	○ 情報収集提供業務 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：20 評価aの指標数：20×2点＝40点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 40点 (40/40=100%)	A
<b>【中期計画】</b> (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 ② ①の委員会における検討結果等に基づき、需給等関連情報を提供する。 また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	◇(1) 需給関連情報の的確な収集と提供 <b>【評価指標】</b> ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 農畜産物の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を分野ごとに開催し、平成24年度の業務の実施状況及び平成25年度の計画について検討した。 また、24年度に新たに実施する取り組みについて検討するため、情報検討委員会を臨時に開催し、専門家、情報利用者等に対して、取り組み内容を説明するとともに意見等を聴いた。 臨時：9月6日 畜産：3月1日、野菜：2月27日、 砂糖・でん粉：3月4日 (PT別添5-1)	a
<b>【年度計画】</b> (1) 需給関連情報の的確な収集と提供 ① 需給等関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、情報利用者等の参画を得た情報検討委員会を開催し、平成24年度の実施状況及び平成25年度の計画について検討する。	<b>【評価指標】</b> ② 需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 情報検討委員会における検討結果等に基づき、生産者の経営安定や国内外の需給・価格に関する情報に加え、農業政策、食料・農業・農村基本計画の実施に資する6次産業化と新しい担い手等について重要情報を収集し、提供した。 (PT別添5-2)	a
② 情報検討委員会における検討結果等に基づき、需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報を提供する。 ③ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。	<b>【評価指標】</b> ③ 調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組 a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応に以下のとおり積極的に取り組み、調査情報の普及と情報ニーズの把握に努めた。 ①調査報告会の開催：14回(平成23年度13回) ②外部からの講演依頼：25回(平成23年度13回) ③新聞等での引用等：1,346件(平成23年度1,313件) ④面談等による個別説明の要請等：26件(平成23年度30件) (PT別添5-3)	a

評価項目	達成状況	評価
<p>【中期計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p> <p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とすため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。</p> <p>② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>③ 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>【評価指標】</p> <p>① アンケート調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類情報」、「でん粉情報」について、全ての読者にアンケートを実施した。</p> <p>(配布4,958件、回答1,878件、回収率37.9%)</p> <p>(PT別添5-4)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者の満足度を5段階評価で4.0以上とする</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報利用者の満足度を把握するため、平成24年度のアンケート調査を実施し、その集計結果は、5段階評価で4.1であり、目標の4.0を上回った。</p> <p>「畜産の情報」の評価結果 : 4.2</p> <p>「野菜情報」の評価結果 : 4.1</p> <p>「砂糖類情報」の評価結果 : 4.2</p> <p>「でん粉情報」の評価結果 : 4.1</p> <p>(PT別添5-4)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>③ 情報提供内容等の改善等</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報利用者に対するサービスの向上と情報提供の合理化を図るため、砂糖類情報誌とでん粉情報誌の合本化を実施した。</p> <p>また、情報検討委員会における議論を踏まえ、情報誌の特別編集を実施した。</p> <p>(PT別添5-5、5-6)</p>	
	<p>【評価指標】</p> <p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>アンケート調査の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。その結果、現行通り紙媒体での提供を希望する割合が92.2%あった。なお、アンケート調査の結果、紙媒体での提供を希望しないとする45者への送付を停止した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組み</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>メールマガジン読者のホームページへの誘導をさらに図るため、メールマガジンの内容拡充及び配信回数の強化等のリニューアルを行った。</p> <p>(PT別添5-7)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>◇(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 情報の期間内の公表</p> <p>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。</p> <p>a : 達成度合は、100%であった</p> <p>b : 達成度合は、70%以上100%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、70%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(3) 需給関連情報の迅速な提供</p> <p>需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。</p> <p>また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報件数960件(うち需給関連統計情報467件、需給動向情報493件)の全てを期間内に公表した。</p> <p>【評価指標】</p> <p>② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応</p> <p>a : 必要がなかった又は十分であった</p> <p>b : 必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>c : 必要はあったが、不十分であった</p>	a
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>情報利用者等から315件(うち国から44件、国以外から271件)の問い合わせがあり、情報を保有していた306件については、全て翌業務日以内に対応した。情報を保有していなかった問い合わせ9件については3～13日後までに対応した。</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p> <p>① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。</p>	<p>◇(4) 消費者等への情報提供</p> <p>【評価指標】</p> <p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者ニーズ及びホームページに関するアンケートを平成24年12月に実施した(ホームページによる情報提供についてのアンケートも合わせて実施)。消費者ニーズについては、昨年度に引き続き料理等への関心が高く、消費者コーナーの改善を図るためのニーズを把握することができた。</p> <p>(10代～60代の無作為抽出による男女個人を調査対象とし、有効サンプル数は200であった。)</p> <p>(PT別添5-8)</p>	
<p>【年度計画】</p> <p>(4) 消費者等への情報提供</p> <p>消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>a : 取り組みは十分であった</p> <p>b : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズ</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>前年度のアンケート調査結果等を踏まえ、「野菜ブック」について13品目を追加して内容をリニューアルした。</p> <p>また、「放射性物質の影響等について」へのアクセスを容易にするためサイドメニューボタンを設置した。</p> <p>さらに、消費者等の関心が高い「レシピ」の追加、問い合わせの多い画像</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>を把握する。</p> <p>② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p> <p>③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>貸し出しのためのコーナーの設置を実施した。 (PT別添5-9)</p> <p>【評価指標】</p> <p>③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 消費者等の理解促進を図るため、「牛肉が食卓に届くまでの安全・安心に向けた取組」をテーマに消費者代表の方々との意見交換会を開催した。また、食育推進全国大会、実りのフェスティバル等に出展し、砂糖の価格調整制度の理解の促進等を図った。 さらに、alicセミナーの開催(12回)、広報誌の発行(6回)等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 (PT別添5-10~5-11)</p>	a
<p>【中期計画】</p> <p>(5) ホームページの活用等</p> <p>① 国民に対する情報提供の充実を図るため、アンケート調査結果等を踏まえたホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上になるようにする。 〔参考〕平成18年度実績：543万件(ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。)</p> <p>② また、消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p>	<p>◇(5) ホームページの活用</p> <p>【評価指標】</p> <p>① ホームページのアクセス件数を543万件以上とする a : 達成度は、100%以上であった b : 達成度は、70%以上100%未満であった c : 達成度は、70%未満であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 ホームページのアクセス件数について、24年4~25年3月のアクセス件数は608万件となった。 (PT別添5-12)</p> <p>② 上記の目的を達成するための措置</p> <p>【評価指標】</p> <p>ア ホームページの活用状況の集計・分析 a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 ホームページのアクセス件数の集計・分析を行い、広報システム推進委員会を通じて関係部署に提供するとともに、アクセス件数の変動要因の検討を行った。 (PT別添5-13~5-15)</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(5) ホームページの活用</p> <p>① ホームページの平成24年度のアクセス件数が543万件以上になるようにする。</p> <p>② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を行う。</p> <p>イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p> <p>ウ 消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>イ アンケート調査結果等の検討結果を踏まえ、必要に応じたホームページへの反映 a : 必要がなかった又は十分であった b : 必要はあったが、やや不十分であった c : 必要はあったが、不十分であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 広報・システム推進委員会で検討し、野菜部門の第2階層の見直しを実施した。 (PT別添5-16)</p> <p>【評価指標】</p> <p>ウ 消費者の要望する情報(ホームページの「消費者コーナー」)について、月2回以上の掲載情報更新 a : 達成度は、100%以上であった b : 達成度は、70%以上100%未満であった c : 達成度は、70%未満であった</p>	a

評価項目	達成状況	評価
	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>消費者の関心の高い情報を積極的に提供するため、ホームページの掲載情報について、毎月、月2回以上の更新を行った。 (PT別添5-18)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討</p> <p>a : 取り組みは十分であった b : 取り組みはやや不十分であった c : 取り組みは不十分であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(6) 広報活動の推進</p> <p>広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を4回開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討した。 (PT別添5-19)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>情報提供した事項に関する照会についての原則として翌営業日以内の対応</p> <p>a : 達成度合は、90%以上であった b : 達成度合は、50%以上90%未満であった c : 達成度合は、50%未満であった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>(7) 照会事項に対する対応等</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌営業日以内に対応する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>照会件数584件のうち、翌営業日以内の回答は575件であった。 (PT別添5-20)</p>	
<p>【中期計画】</p> <p>(8) 事業規模の縮減</p> <p>業務の実施に当たっては、海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>◇(8) 事業規模の縮減</p> <p>事業に係る総コストの縮減</p> <p>a : 計画どおりに実施された c : 計画どおりに実施できなかった</p>	a
<p>【年度計画】</p> <p>業務の実施に当たっては、海外事務所の廃止前(平成21年度)と比較し、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>海外事務所の廃止前(平成21年度)と比較し、事業に係る総コストを縮減した。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第3-1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）	○ 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 1点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 2点（2 / 2 = 100%）	A
<b>【中期目標】</b> — <b>【年度目標】</b> 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 <b>【評価結果】</b> 1 事業費及び一般管理費の節減に係る取組 （支出の削減についての具体的方針及び実績等） a：取り組みは十分であった b：取り組みはやや不十分であった c：取り組みは不十分であった ----- <b>【業務実績報告書の記述】</b> 事業費及び一般管理費の節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等） 平成24年度の事業費（経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、平成19年度比で45%削減した。 一般管理費（人件費を除く。）については、平成19年度比で38%削減、人件費（退職金及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、平成17年度比で20.6%削減した。	a

評価項目	達成状況	評価
第3-2 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)	○ 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 1点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100%)	A
<b>【中期目標】</b> — <b>【年度目標】</b> —	<b>【評価結果】</b> 2 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) a：効果的な資金の配分は十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった <b>【業務実績報告書の記述】</b> 平成24年11月に国から野菜生産出荷安定等事業費が追加予算措置(約22億5千万円)されたこと、平成25年2月に国の平成24年度第1号補正成立し、国から畜産業振興事業費が追加予算措置(約806億円)されたこと等により、年度計画及び予算の変更を行った。	a



評価項目	達成状況	評価
第3-3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝1点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
<b>【中期目標】</b> ー  <b>【年度目標】</b> 4 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下により効率的な運用を行う。 (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。 (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。	<b>【評価結果】</b> ○ 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 a：運用は適切であった c：運用は不適切であった この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。  <b>【業務実績報告書の記述】</b> (1) 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。 (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。 (PT別添6-1～6-3)  <b>【参考】</b> (資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金1,147億円及び畜産振興資金2,179億円（関連法人等に対する出資金見合等79億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金592億円及び野菜農業振興資金146億円を平成24年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。 なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）による指摘を踏まえ、23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。 23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産振興事業の補完対策（その他畜産振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。24年度は同水準を維持。  <b>【参考】</b> (破産更生債権等の管理状況等) 旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を承継し同額の貸倒引当金を計上したところであるが、うち1者は19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権の償却（0.9億円）を行った。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていたが、24年12月に自己破産。同乳業者からの債権回収が不可能となったことから、連帯保証人に対して弁済を求めている。 なお、債務保証業務については、平成15年10月の独立行政法人化とともに廃止し、新たな債務保証は行っていない。 (PT別添6-4)	a

評価項目	達成状況	評価
	<p><b>【参考】</b>  (関連法人等に対する出資)</p> <p>関連法人等（25法人）に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。</p> <p>これら25の関連法人等については、平成24年5月～25年3月の間に全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、多額の損失を抱える法人については、合理性・効率性・収益性の観点から経営改善計画を提出させるなどの指導を行った。</p> <p>なお、当該出資は、①と畜業務、又は生乳の需給不均衡を解消するという公共的な性格を有する業務について地方公共団体及び関係農業団体の出資と一体となって行われたもの、②畜産物の生産、流通の合理化を図る政策目的に即して民法第34条の規定により設立されたものに対して行われたものであり、地元資本の出資を誘引することを目的としていたため一方的に出資を引き上げるのは妥当ではないこと、③ヒアリング等を通じて各法人等は現在も出資目的に従って業務を着実に実施していることを確認できたこと等から、引き続き出資を維持することが必要である。</p> <p>なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。  (PT別添6-5～6-7)</p> <p><b>【参考】</b>  (関連法人との契約の状況)</p> <p>関連会社（19法人）及び関連公益法人等（6法人）と当機構の間には契約に係る取引はない。</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 0点 (0/0=100%)</p>	—
<p>【中期計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。</p> <p>【年度計画】 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。</p>	<p>【評価指標】 ○ 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 資金の状況を常に把握した結果、借入実績はなかった。</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。</p>	<p>【評価指標】 ○ 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった</p>	a
<p>【年度計画】 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。</p>	<p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>① 期中における短期借入金は借入限度額の範囲内であった。</p> <p>② 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。具体的には、借入金総額733億円（期首の借入金残高316億円及び交付金支払不足額417億円）について、506億円は調整金収入等により償還し、残りの227億円については借換えを行った。</p> <p>③ 砂糖勘定における短期借入金の金利については、入札を実施した結果、24年度通算では0.1397%の借入利率となった。（短期プライムレート：1.475%） （PT別添6-8）</p> <p>【参考】 （砂糖勘定の繰越欠損金） 繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 平成24年度においては、調整金等収入559億円に対し、交付金等支出511億円で48億円の当期利益が生じたことから、これを前年度末の繰越欠損金に加えた結果、24年度末における繰越欠損金は304億円となった。 （PT別添6-9）</p>	

評価項目	達成状況	評価
<p>第4-3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p>	<p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 0点（0/0＝100%）</p>	—
<p>【中期計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。</p> <p>【年度計画】 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 a：借入に至った理由等は適切であった c：借入に至った理由等是不適切であった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 資金の状況を把握した結果、借入の必要はなかった。 (PT別添6-10)</p>	—

評価項目	達成状況	評価
第5-1	<p>○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：1</p> <p>評価aの指標数：1×2点＝2点</p> <p>評価bの指標数：0×1点＝0点</p> <p>評価cの指標数：0×0点＝0点</p> <p>（評価対象外：1）</p> <p>合計 2点（2/2＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】</p> <p>[略]</p> <p>【年度計画】</p> <p>[略]</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付</p> <p>a：計画どおりに実施された</p> <p>c：計画どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】</p> <p>緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等に対応した不要となる資金については、計画通り納付申請し、国からの納入告知に基づき、6月28日に1,106百万円の国庫納付を行った。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>第5-2 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕</p>	<p>○ 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕</p> <p>【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：0×2点＝0点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計 0点(0/0=100%)</p>	—
<p>【中期計画】 [略]</p> <p>【年度計画】 [略]</p>	<p>【評価指標】</p> <p>○ 指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の事業規模縮減等に対応し不要となる資金並びに平成22年度をもって終了した野菜構造改革促進特別対策事業に係る資金の平成22年度における運用収入107億円に係る23年度中の金銭による納付〔23年度のみ〕</p> <p>a：計画どおりに実施された c：計画どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 —</p>	—

評価項目	達成状況	評価
<p>第6            剰余金の使途            剰余金による成果（剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）</p>	<p>○ 剰余金による成果            （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）  <b>【評価結果】</b>            指標の総数：1            評価aの指標数：0×2点＝0点            評価bの指標数：0×1点＝0点            評価cの指標数：0×0点＝0点            （評価対象外：1）            合計 0点（0/0＝100%）</p>	—
<p><b>【中期計画】</b>            人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p> <p><b>【年度計画】</b>            人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p>	<p><b>【評価指標】</b>            ○ 剰余金による成果            （剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果）            a：得られた成果は十分であった            b：得られた成果はやや不十分であった            c：得られた成果は不十分であった            当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。（中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。）</p>	—
	<p><b>【業務実績報告書の記述】</b>            該当なし。</p>	
	<p><b>【参考】</b>            （利益剰余金の発生要因等）            各勘定の利益剰余金（当期総利益）の発生要因等は次のとおりであるが、当該利益剰余金は、独立行政法人会計基準等に定められている目的積立金として申請することができる基準である「国からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であり、当該利益が独立行政法人の経営努力によるものであること」等に該当しないことから、目的積立金を申請していない。</p> <p>○畜産勘定における当期利益5億円は、中期目標期間最後の事業年度の運営費交付金の期末処理における収益化によるものである。</p> <p>○砂糖勘定における当期利益54億円は、調整金等の収支差及び中期目標期間最後の事業年度の運営費交付金の期末処理における収益化によるものであり、同勘定においては調整金の収支差に起因する繰越欠損金を有していることから当期利益によりこれを減額している。</p> <p>○でん粉勘定における当期利益5億円は、でん粉調整金等の収支差及び中期目標期間最後の事業年度の運営費交付金の期末処理における収益化によるものであり、平成24年度においては47億円の利益剰余金が生じることとなるが、積立金は、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の財源として保有していくものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p> <p>○補給金等勘定における当期利益39億円は、輸入乳製品の売買益を加工原料乳生産者補給金に充当した残高により発生するものであり、平成24年度においては187億円の利益剰余金が生ずることとなるが、積立金は、輸入乳製品買</p>	



評価項目	達成状況	評価
	<p>入れ及び加工原料乳生産者補給金の財源として保有しているものであり、引き続き事業を実施していく上で、保有する必要がある。</p> <p>○債務保証勘定における当期利益3百万円は、政府出資金の運用益と業務経費等の収支差である。</p>	

評価項目	達成状況	評価
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 （評価対象外：1）	—
<b>【中期計画】</b> 予定なし	<b>【評価指標】</b> —	—
<b>【年度計画】</b> 予定なし	<b>【業務実績報告書の記述】</b>  （参考） <b>【重要な財産の譲渡について】</b> 重要な財産の譲渡等については、平成24年度には実績がない。 なお、機構が所有する職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に基づき、平成28年度までに2戸を削減。	

評価項目	達成状況	評価
<p>第8-1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>○ 職員の人事に関する計画 （人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4×2点＝8点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 8点（8/8＝100%）</p>	A
<p>【中期計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p> <p>【年度計画】 (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。</p>	<p>【評価指標】 ◇(1) 職員の人事に関する方針 （指標＝職員の適正な配置、部門間の交流等） a：方針どおり順調に実施された b：概ね方針どおり順調に実施された c：方針どおりに実施できなかった</p> <p>【業務実績報告書の記述】 毎月の超過勤務時間を点検し、適時適切に人事異動を行い、平成24年度には21名の部門間異動を実施した。 （PT別添6-11）</p>	a
<p>【中期計画】 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らないものとする。 なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。 【参考1】 前中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人 期初の常勤職員数の見込み 215人</p>	<p>【評価指標】 ◇(2) 人員に関する指標 （指標＝常勤職員数、人件費総額） a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった （各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p> <p>【業務実績報告書の記述】 常勤職員数は、期初が219人、期末が217人となった。 人件費総額については、計画の2,035百万円に対して1,664百万円となった（第1の2の（2）参照）。</p>	a

評価項目	達成状況	評価
<p>期末の常勤職員数の見込み            期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。            [参考2]            中期目標期間中の人件費総額見込み10,473百万円</p>		
<p><b>【年度計画】</b>            期末の常勤職員数は、期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らないものとする。            [参考1]            期初の常勤職員数の見込み215人            期末の常勤職員数の見込み            期初の常勤職員数に平成23年度からの業務執行の見直しによる増員数19人を加えた数（234人）を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。            [参考2]            人件費総額見込み2,035百万円</p> <p><b>【中期計画】</b>            (3) 業務運営能力等の向上            機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため、階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p> <p><b>【年度計画】</b>            (3) 業務運営能力等の向上            職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等            イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修等</p>	<p><b>【評価指標】</b>            ◇(3) 業務運営能力等の向上            ① 階層別研修の実施            a：取り組みは十分であった            b：取り組みはやや不十分であった            c：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>            職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施した。            ア 初任者に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応性を付与することを目的に、以下の研修を実施した。            ・新聞購読研修（11月～3月、平成25年度新規採用予定者）            ・採用時衛生研修            ・業務概要習得研修（4月）            ・公文書作成研修（4月）            ・ビジネスマナー研修（4月）            ・初任者現地研修（1月～2月）            イ 一般職員に対し、職務遂行能力や資質を高めることを目的に、以下の研修を実施した。            ・農村派遣研修（7月、8月、9月、11月、12月、2月・合計12名）            ・行政実務研修（4月～3月・2名）            ・係員研修（3月・19名）            ・中堅職員研修（2月・22名）            ウ 管理職に対し、管理職としての能力を高めることを目的に、以下の研修を実施した。            ・管理職研修（新任管理職対象）（6月・2名）            ・メンタルヘルス研修（10月・55名）            （PT別添6-12）</p> <p><b>【評価指標】</b>            ◇(3) 業務運営能力等の向上            ② 専門別研修の実施            a：取り組みは十分であった            b：取り組みはやや不十分であった            c：取り組みは不十分であった</p> <p><b>【業務実績報告書の記述】</b>            職員の専門的能力を養成するため、以下の研修に職員を参加させた。            ア 会計研修等            ・会計事務職員研修（10月～11月・1名）            ・予算編成支援システム研修（10月・3名）            ・消費税中央セミナー（11月・1名）            イ 広報・調査情報関連研修            ・広報研修（5月、6月、7月・3名）            ・情報ネットワーク維持管理研修（8月・1名）            ウ 総務・人事関連研修</p>	a
		a

評価項目	達成状況	評価
<p>ウ 管理職研修として、新任管理職研修</p> <p>② 職員の専門的能力を養成するための専門別研修として、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。</p> <p>ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー</p> <p>イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修</p> <p>ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p> <p>エ 監査関連研修として、内部監査研修等</p> <p>オ その他、共通研修として、英語力向上研修、海外派遣研修、中央畜産技術研修、統計研修等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理者養成研修（2月・1名）</li> <li>・個人情報保護研修（4月、11月・11名）</li> </ul> <p>エ 監査関連研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査研修（6月、11月・2名）</li> </ul> <p>オ 共通研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語力向上研修（7月、9月、11月～12月・3名）</li> <li>・海外派遣研修（1月～3月・2名）</li> <li>・中央畜産技術研修（6月、7月、8月、11月・13名）</li> <li>・統計分析研修（10月、11月、1月・5名）</li> <li>・情報提供技術向上研修（9月、11月、3月、14名）</li> </ul> <p>（PT別添6-12）</p>	

評価項目	達成状況	評価
第8-2 長期借入れを行う場合の留意事項	○ 長期借入れを行う場合の留意事項 (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成14年法律第126号) 第14条第 1項(加工原料乳生産者補給金等暫 定措置法(昭和40年法律第112号) 第 20条の2第2項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)の規定 に基づき、機構が長期借入金をする に当たっては、市中の金利情勢等を 考慮し、極力有利な条件での借入れ を図る。 【年度計画】 なし	【評価指標】 — 【業務実績報告書の記述】 —	—

評価項目	達成状況	評価
第8-3 施設及び設備に関する計画	○ 施設及び設備に関する計画  (評価対象外 : 1)	—
【中期計画】 予定なし	【評価指標】 —	—
【年度計画】 なし	【業務実績報告書の記述】 —	

評価項目	達成状況	評価
第8-4 前期中期目標期間繰越積立金の処分	○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 <b>【評価結果】</b> 指標の総数：1 評価aの指標数：1×2点＝2点 評価bの指標数：0×1点＝0点 評価cの指標数：0×0点＝0点 合計 2点（2/2＝100%）	A
<b>【中期計画】</b> 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てることとする。  <b>【年度計画】</b> 畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。	<b>【評価指標】</b> ○ 前期中期目標期間繰越積立金の処分 a：積立金を充てた理由等は適切であった c：積立金を充てた理由等は不適切であった  <b>【業務実績報告書の記述】</b> （畜産勘定） 畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 （補給金等勘定） 補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金13,296百万円は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。	a